

ベビーシッターなどの派遣による  
病児・病後児保育の利用料を助成します

## 台東区

# 居宅訪問型病児・病後児保育 利用料助成制度のご案内

お子さんが、病気やけがなどで、保育園や小学校に登園・登校することができないときに、ベビーシッターなどの派遣による保育サービスを利用された保護者の方に対して、利用料の一部を助成することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、保護者の子育てと仕事の両立などを支援します。

### 【 問合せ先 】

台東区教育委員会児童保育課給付担当

〒110-8615 台東区東上野 4-5-6 台東区役所6階⑧番窓口

電話 03-5246-1309(直通)

## 〔対象となる児童〕

利用日時点で台東区に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童

## 〔対象となる費用〕

医療機関への受診を伴う病気、けがなどにより利用したベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの利用料

- ・入会金、年会費、月会費その他これに準じる費用は対象外です。ただし、これらの費用に保育利用料が含まれている場合、利用したサービスの保育利用料相当額は対象になります。
- ・サービスの利用前後7日以内に、その病気、けがなどについて医療機関を受診していることが必要です。
- ・保護者や同居人の方が就労、冠婚葬祭、家族の病気等により、保育を行うことができない場合が要件です。

## 〔助成金額〕

○利用日時点での課税状況により助成率が異なります。助成率は下記のとおりです。

助成率：生活保護・住民税非課税世帯 100% / それ以外の世帯 50%

助成率は、利用日が 4月から6月までは前年度、7月から翌年3月までは当年度の課税状況をもとに決定します。ただし、いずれも上限額は児童1人当たり年間(4月1日～翌年3月31日の利用)4万円です。

別紙「台東区居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成制度～課税状況の考え方～」に助成額算出式(例)がありますのでご確認ください。

○勤務先等の福利厚生などにより、保育利用料に対して助成を受けている場合は、その金額を差し引いた金額を助成対象額とします。

○また、利用時に割引券等を使用した場合、原則として割引券等利用分は助成対象外となりますが、ご本人が購入した割引券等を使用した場合については、割引分を差し引いた金額を助成対象額とします。

※交付申請時、割引券等の割引分がわかる書類及び購入した際の領収書の写しの添付が必要となります。

○「台東区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」と本事業の利用を予定している場合、同じ時間に利用した内容を双方に請求することはできません。

## 〔対象となる事業者〕

この助成事業の対象は、以下のいずれかの事業者によるサービスです。

加盟事業者等の確認は、各団体のホームページをご参照ください。

- 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

<http://www.acsa.jp/htm/joining/>

2次元コード



- 公益社団法人全国保育サービス協会が、国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm)

2次元コード



※この助成事業の対象となるのは、対象事業者との契約によるサービスです。

事業者が認定、あっせん等をしたベビーシッター個人との契約は対象外となりますので、ご利用前に契約書等をよくご確認ください。

※サービスの内容、利用方法などについては、各事業者に直接お問い合わせ下さい。

利用にあたっては、サービス内容等について十分に確認し、事業者と契約して下さい。

## 〔申請手続き〕

保護者の方ご自身で、資格、実績などを確認のうえ、事業者に利用を申込み。

サービスを受け、利用料を支払う(利用日の前後7日間以内に医療機関を受診する。)

下記の書類を揃えて、交付申請フォーム上から交付申請をする(原則、電子申請)。

### 【提出書類】

- ① サービスの利用に係る領収書の写し
- ② サービスの利用明細等(利用児童の氏名、利用日、利用時間、料金単価等が記載されたもの)の写し
- ③ 医療機関を受診したことがわかるもの(診療明細書、レシート、処方箋などの写し)
- ④ 本人確認書類(公的機関が発行した写真付き身分証明書)
- ⑤ (※該当者のみ)住民税非課税証明書、年間収入証明書等

→該当者の確認は「台東区居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成制度～課税状況の考え方～」を参照

※ 申請は、利用日から1年以内に行ってください。期限を過ぎて届いた場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

区で書類を審査のうえ、助成金の交付または不交付を決定し、保護者の方へ通知します。

交付決定通知書が届いた場合は、2週間以内に請求フォーム上から区へ請求をする。請求内容に問題なければ、指定された口座に助成金が振り込まれる。  
※申請書類が整ってから3か月程度かかる場合があります。

○交付申請フォーム

台東区居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付申請書

<https://logoform.jp/form/sQhE/1382328>

2次元コード



○請求フォーム

台東区居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金 請求書兼口座振替依頼書

<https://logoform.jp/form/sQhE/1383735>

2次元コード



※原則、電子申請となりますが、やむを得ない場合に限り紙媒体でのご申請も受け付けます。

紙媒体でのご提出を希望される際はお手数ですが、児童保育課給付担当までご連絡ください。

★病児・病後児保育事業 無償化対象者について

「保育の必要性の認定」を受けているが、認可保育所・認定こども園等を利用できていない児童が、病児・病後児保育事業を利用した際には、無償化の対象となる場合があります。

・助成上限額(月額)

3～5歳児クラス 3.7万

0～2歳児クラス 4.2万 (非課税世帯のみ)

※ 上記の上限額は、認可外保育施設、病後児保育事業、居宅訪問型病児・病後児保育(ベビーシッター)、一時預かり事業等の利用額と合わせたものとなります。

対象者となる場合は、利用したベビーシッターが無償化対象となるか、必ず事業者へお確かめのうえ、下記担当までお問い合わせください。申請手続き等のご案内をいたします。

給付担当 03-5246-1309